

社会福祉法人川崎聖風福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎聖風福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、勤務形態に応じて、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等（当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている者）については、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、役員等の給与等に関する規程(平成17年4月1日施行)は廃止する。

別表（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

評議員会への出席	日額 12,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,000 円

（2）理事

理事会、評議員会への出席	日額 12,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,000 円

（3）監事

理事会、評議員会、監事監査への出席	日額 12,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 12,000 円